

令和元年第 6 回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 106 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 107 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	5
議案第 108 号 堺市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
議案第 109 号 堺市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	21
議案第 110 号 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第 111 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例	25
議案第 112 号 工事請負契約の締結について [石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事]	29
議案第 113 号 工事請負契約の締結について [小阪住宅 G 棟ほか 3 棟解体工事]	31
議案第 114 号 工事請負契約の締結について [榎小学校校舎増築ほか工事]	35
議案第 115 号 物品の買入れについて [消防ポンプ自動車 (CD- I 型)]	41
議案第 116 号 物品供給契約の変更について	43
議案第 117 号 土地の買入れについて	45
議案第 118 号 指定管理者の指定について [堺市立歴史文化にぎわいプラザ]	47
議案第 119 号 指定管理者の指定について [堺市原池公園野球場]	53
議案第 120 号 指定管理者の指定について [堺市家原大池体育館等]	57
議案第 121 号 指定管理者の指定について [堺市立鴨谷体育館等]	63

議案第 122 号	指定管理者の指定について [堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター]	67
議案第 123 号	指定管理者の指定について [堺市立東文化会館]	73
議案第 124 号	指定管理者の指定について [堺市立西文化会館]	77
議案第 125 号	指定管理者の指定について [堺市立梅文化会館]	83
議案第 126 号	指定管理者の指定について [堺市立美原文化会館]	89
議案第 127 号	指定管理者の指定について [堺市立みはら歴史博物館]	93
議案第 128 号	指定管理者の指定について [堺市教育文化センター]	97
議案第 129 号	当せん金付証票の発売について	103
議案第 130 号	市道路線の認定について	105
議案第 131 号	堺市住宅供給公社の解散について	117
議案第 132 号	大字高田共有地処分について	119
報告第 20 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について ..	123
報告第 21 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	127
報告第 22 号	地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について	131

令和元年第 6 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和 元 年 11 月 28 日

堺市長 永 藤 英 機

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 106 号 | 堺市市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 107 号 | 堺市基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 108 号 | 堺市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 議案第 109 号 | 堺市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 110 号 | 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 111 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 112 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 113 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 114 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 115 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 116 号 | 物品供給契約の変更について |
| 議案第 117 号 | 土地の買入れについて |
| 議案第 118 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 119 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 120 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 121 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 122 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 123 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 124 号 | 指定管理者の指定について |

議案第 125 号	指定管理者の指定について
議案第 126 号	指定管理者の指定について
議案第 127 号	指定管理者の指定について
議案第 128 号	指定管理者の指定について
議案第 129 号	当せん金付証票の発売について
議案第 130 号	市道路線の認定について
議案第 131 号	堺市住宅供給公社の解散について
議案第 132 号	大字高田共有地処分について
報告第 20 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
報告第 21 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
報告第 22 号	地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「及び第25号」を「、第24号、第25号及び第27号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (27) 法第348条第2項第10号の4に定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設の建築を行っている土地（第24号に該当するものを除く。）で規則で定める要件を満たすもの 免除

第42条第2項中「前項の」を「同項の」に改める。

第43条第1項中「第16号から第24号まで又は第26号」を「第16号から第24号まで、第26号又は第27号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の整備を促進するため、固定資産税に係る免除対象の範囲について拡大することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市世界文化遺産登録推進基金の項を次のように改める。

堺市世界遺産保全活用 推進基金	百舌鳥古墳群の保全、活用及び周辺環境の整備に係る事業の 資金に充てるため
--------------------	---

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

堺市基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

百舌鳥古墳群が世界文化遺産に登録されたことに伴い、堺市世界文化遺産登録推進基金に関し、その名称及び設置の目的について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年1月1日から施行するものであること。

堺市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令の規定により必要な規制が行われている等、事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下単に「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、

利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

(基本方針)

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいず

れかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」

という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額

とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切

な体制を整備すること。

- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなけれ

ばならない。

- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

- 第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書の規定を除く。以下同じ。）の施行の際、現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、この条例の施行の日から3年間は、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法

等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の周り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上、作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項に規定する建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできないものとする。

堺市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）の制定に伴い、同省令を標準とし、又は参酌し、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めることとし、本条例を制定するものであること。

(1) 無料低額宿泊所の範囲に関する事項

(2) 無料低額宿泊所の基本方針に関する事項

(3) 設備及び運営に関する基準

ア 職員等の資格要件に関する事項

イ 非常災害対策に関する事項

ウ 施設の規模に関する事項

エ 設備及び職員配置の基準に関する事項

オ 入居申込者に対する説明、契約等に関する事項

カ 利用料の受領に関する事項

キ サービス提供の方針及び内容に関する事項

ク 定員の遵守に関する事項

ケ 秘密保持等に関する事項

コ 事故発生時の対応に関する事項

サ サテライト型住居の設置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準として必要な事項

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。ただし、1(3)サに係る規定は、令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により、年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市障害者扶養共済制度条例の一部改正について

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定等を踏まえ、本市の障害者扶養共済制度における年金管理者の欠格事由に係る規定を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児 入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業及び」を「事業等及び」に改める。

第1条中「第21条の5の15第3項第1号、第24条の9第3項」を「第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号」に、「並びに第24条の12第1項及び第2項」を「、第24条の9第3項並びに第24条の12第1項及び第2項」に、「事業及び」を「事業等及び」に改める。

第4条を削り、第3条を第4条とする。

第2条中「役員等」を「役員」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（法第21条の5の4第1項第2号等の条例で定める基準）

第2条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所が特例障害児通所給付費の支給対象となるために満たす必要がある人員、設備及び運営に関する基準を定めることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項の規定に基づく職務権限の 特例を定める条例の一部を改正する条例

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第1号」を「同項第2号」に改める。

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「同項第2号」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（堺市事務分掌条例の一部改正）

- 2 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条文化観光局の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

（4）文化財の保護に関する事項

（堺市附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

- 3 堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年
--------------------	---	------	----

別表の第2項の表堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の項を削る。

（堺市文化財保護条例の一部改正）

- 4 堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条第4項、第6条第1項、第38条の見出し及び第43条を除く。）中「委員会」を「市長」に、「委員会規則」を「規則」に改める。

第3条第4項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第38条の見出し中「委員会等」を「市長等」に改める。

第43条中「委員会」を「本市」に改める。

（堺市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行前に、この条例による改正前の堺市文化財保護条例（次項において「改正前条例」という。）の規定により教育委員会によってなされている処分その他の措置は、この条例による改正後の堺市文化財保護条例（次項において「改正後条例」という。）の規定により市長によりなされた処分その他の措置とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に改正前条例の規定により教育委員会に対してなされている申請その他の行為については、改正後条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項の規定に基づく職務権限の 特例を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、文化財の保護に関する事務について、地方公共団体の長が、管理し、及び執行することができるようになったことを踏まえ、所要の改正を行うものであること。
- (2) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事
- 2 工事概要 耐震補強ほか工事
耐震補強 工事対象延べ面積 約 407㎡
外壁改修、屋上防水改修、内装改修 工事対象延べ面積 約 2,744㎡
昇降機棟増築 鉄骨造 地上 5 階建 延べ面積 49.7㎡
屋外避難階段新設
屋外附帯、昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区神南辺町 2 丁 76 番地の 1 - 324 号
株式会社源建設工業
代表取締役 中東 博子
- 4 契約金額 532,224,000 円
うち取引に係る消費税額等 48,384,000 円
- 5 仮契約の日 令和元年 10 月 31 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和3年8月31日まで
- 3 入札執行日時 令和元年10月16日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者 \ 経 過	第 1 回	備 考
株 式 会 社 源 建 設 工 業	483,840,000	落札(低入札価格調査の結果)
日 野 建 設 工 業 株 式 会 社	504,000,000	
株 式 会 社 山 口 工 務 店	504,458,000	
道 岡 建 設 工 業 株 式 会 社	504,857,000	
株 式 会 社 木 綿 麻 建 設	508,500,000	
国 誉 建 設 株 式 会 社	519,234,000	
株 式 会 社 大 森 工 務 店	548,757,000	
利 晃 建 設 株 式 会 社	辞退	
堺 土 建 株 式 会 社	辞退	
株 式 会 社 河 村 工 務 店	辞退	

(備考) 予定価格 548,757,000 円、調査基準価格 503,145,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小阪住宅G棟ほか3棟解体工事
- 2 工事概要 住宅解体工事
G棟解体 鉄筋コンクリート造地上4階建 延べ面積 1,067.00㎡
H棟解体 鉄筋コンクリート造地上4階建 延べ面積 1,067.00㎡
I棟解体 鉄筋コンクリート造地上5階建 延べ面積 2,156.16㎡
旧集会所棟解体 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 117.65㎡
屋外附帯解体
屋外附帯整備
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区東山56番地1
日英建設株式会社
代表取締役 畠山 英己
- 4 契約金額 300,208,700 円
うち取引に係る消費税額等 27,291,700 円
- 5 仮契約の日 令和元年10月21日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和2年12月18日まで
- 3 入札執行日時 令和元年9月12日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
辻原総業株式会社		271,000,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
照建株式会社		271,609,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
利晃建設株式会社		272,320,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株式会社隆栄建設		272,695,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
有限会社KS光健		272,889,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
日英建設株式会社		272,917,000	落札（低入札価格調査 の結果）
株式会社ハナフサ		272,948,000	
国誉建設株式会社		272,977,000	
株式会社春正建設		273,007,000	
日野建設工業株式会社		273,511,000	

株 式 会 社 友 幸 産 業	273,610,000	
木 下 建 設 株 式 会 社	273,614,000	
株 式 会 社 阪 本 工 営	273,747,000	
株 式 会 社 橋 本 建 設	273,880,000	
株 式 会 社 R a i n g	273,993,000	
株 式 会 社 サ ン エ ス	274,104,000	
株 式 会 社 ユ ニ オ ン テ ッ ク	274,182,000	
株 式 会 社 松 尾 組	274,259,000	
関 西 グ ラ ン ド テ ッ ク 株 式 会 社	274,338,000	
株 式 会 社 豊 国	274,417,000	
株 式 会 社 河 村 工 務 店	274,465,000	
株 式 会 社 国 府	274,679,000	
株 式 会 社 和 建	274,942,000	
堺 土 建 株 式 会 社	279,576,000	
株 式 会 社 イ ズ ミ ク ス	辞退	

(備考) 予定価格 333,431,000 円、調査基準価格 305,295,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 榎小学校校舎増築ほか工事
- 2 工事概要 校舎増築 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積 1,278.48㎡
昇降機棟増築 鉄骨造4階建 延べ面積 66.36㎡
既設改修
屋外付帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区土師町3丁32番55号
株式会社山口工務店
代表取締役 山口 光男
- 4 契約金額 322,298,900 円
うち取引に係る消費税額等 29,299,900 円
- 5 仮契約の日 令和元年10月21日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和3年2月26日まで
- 3 入札執行日時 令和元年9月12日 午前10時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
道 岡 建 設 工 業 株 式 会 社		291,388,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 源 建 設 工 業		291,960,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 木 綿 麻 建 設		292,230,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 山 口 工 務 店		292,999,000	落札 (低入札価格調査 の結果)
株 式 会 社 大 森 工 務 店		293,000,000	
国 誉 建 設 株 式 会 社		293,600,000	
日 野 建 設 工 業 株 式 会 社		325,000,000	
大 井 建 設 株 式 会 社		329,350,000	
堺 土 建 株 式 会 社		350,000,000	

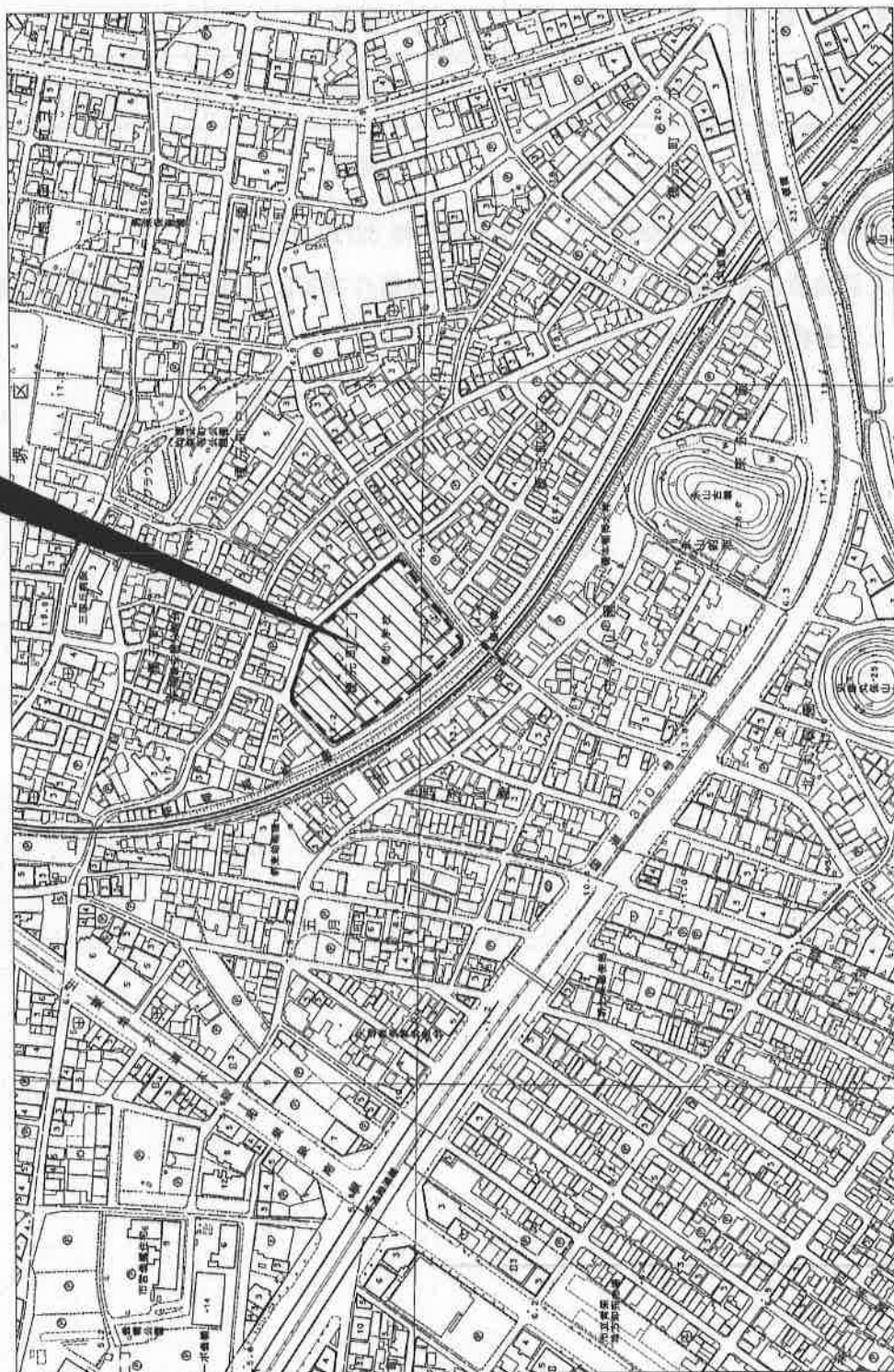
株 式 会 社 藤 木 組	辞退	
株 式 会 社 隆 栄 建 設	辞退	
利 晃 建 設 株 式 会 社	辞退	
株 式 会 社 G o k o u	辞退	

(備考) 予定価格 357,988,000 円、調査基準価格 327,611,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

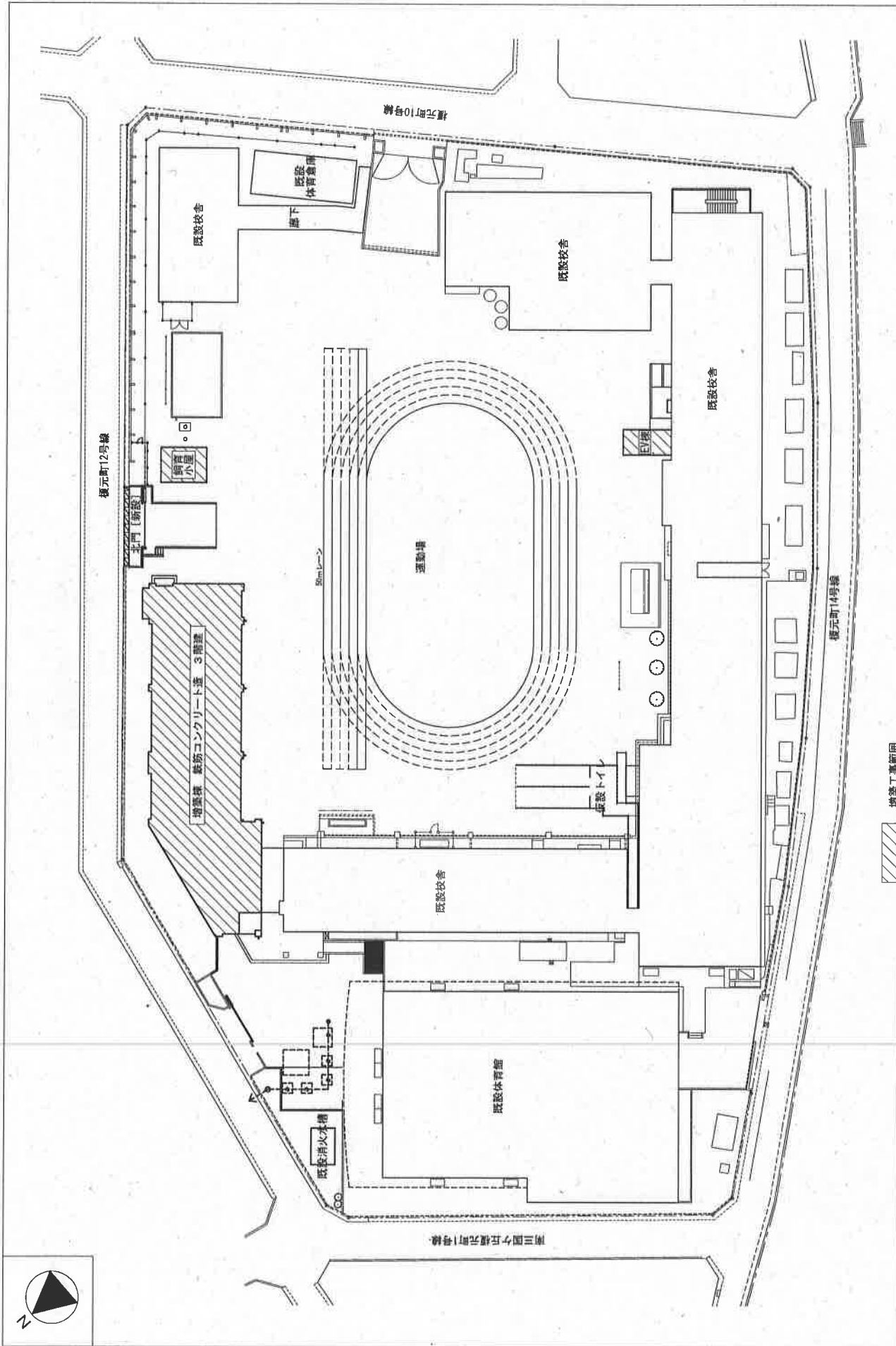
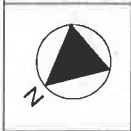


工事場所：堺市立榎小学校
堺市榎元町2丁3番11号



付近見取図

榎小学校校舎増築ほか工事 No. 1



物品の買入れについて

次のとおり、消防ポンプ自動車（CD-I 型）3 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 住所 大阪府大阪市中央区北久宝寺町 2 丁目 2-13
氏名 日本機械工業株式会社 大阪営業所
所長 小椋 敏行
- 2 購入金額 90,750,000 円
うち取引に係る消費税額等 8,250,000 円
- 3 仮契約の日 令和元年 9 月 2 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和2年8月31日まで
- 3 入札執行日時 令和元年8月26日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
日本機械工業株式会社大阪営業所		82,500,000	落札
株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所		86,400,000	
株式会社モリタ関西支店		89,100,000	
長野ポンプ株式会社大阪営業所		92,700,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品供給契約の変更について

次のとおり物品供給契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の品名 消防行政統合システム機器一式
- 2 契約の相手方 住所 大阪市北区中之島2丁目3番18号
氏名 株式会社日立製作所 関西支社
支社長 長谷川 雅彦
- 3 契約金額 変更前 2,138,400,000 円
うち取引に係る消費税額等 158,400,000 円
変更後 2,167,400,000 円
うち取引に係る消費税額等 187,400,000 円
- 4 仮契約の日 令和元年11月6日

土地の買入れについて

次のとおり史跡百舌鳥古墳群御廟山古墳内濠公有化事業に関連する用地の買入れを行うものとする。

1 物件の表示

物件所在地	地目	面積 (㎡)
堺市北区百舌鳥本町 1 丁 20 番 1	ため池	34,568.95
堺市北区百舌鳥本町 1 丁 21 番 7	堤	297.35
合計 2 筆		34,866.30

- 2 相手方 堺市北区百舌鳥本町 3 丁 472 番地
百舌鳥本町自治会 会長 中川 博

3 取得金額

金 1,513,197,420 円

土地の買入れについて

相手方所有の堺市北区百舌鳥本町一丁 20 番 1 外 (合計 2 筆) のため池と堤 34,866.30㎡を
史跡百舌鳥古墳群御廟山古墳内濠公有化事業用地として、買入れするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立歴史文化 にぎわいプラザ	堺市堺区甲斐町西1丁 1番35号	SAKAI縁プロジェクト	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
	(代表団体) 堺市堺区甲斐町西1丁 1番35号	(代表団体) 公益社団法人 堺観光コンベンション協会	
	(他の構成団体) 大阪市西区京町堀1丁 目4番16号	(他の構成団体) 大阪ガスビジネスクリエ イト株式会社	
	大阪府中央区難波5丁 目1番60号	南海ビルサービス株式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザの指定管理者として SAKAI 縁プロジェクトを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
SAKAI 縁プロジェクト	令和元年 8月30日	堺市立歴史文化にぎわいプラザの管理運営	堺市立歴史文化にぎわいプラザの管理運営を目的に設置された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の文化観光施設における本施設の位置付けや役割を十分に理解した上で、来訪者が堺の歴史・文化資源の魅力を感じることができる魅力ある運営設計や、独自のネットワークを活用した集客力向上に向けたプロモーション計画等の事業提案を行っている。また、これまでの他の類似施設の管理運営の実績などからも、当該施設の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立歴史文化にぎわいプラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したのである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①堺市堺区甲斐町西1丁目1番35号

SAKAI 縁プロジェクト

(代表団体)

堺市堺区甲斐町西1丁目1番35号

公益社団法人堺観光コンベンション協会

(他の構成団体)

大阪市西区京町堀1丁目4番16号

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

②東京都千代田区紀尾井町3番23号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ運営グループ

(代表団体)

東京都千代田区紀尾井町3番23号

株式会社トータルメディア開発研究所

(他の構成団体)

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

株式会社日本旅行

(他の構成団体)

大阪市北区梅田3丁目3番10号

株式会社かんでんジョイナス

(他の構成団体)

大阪市中区城見1丁目3番7号 松下IMPビル20階

関電ファシリティーズ株式会社

(2) 選定経過

令和元年7月2日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月8日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 桃山学院教育大学客員教授 今西 幸蔵

委員 大阪成蹊大学教授 国枝 よしみ

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	SAKAI縁 プロジェクト	堺市立歴史 文化にぎわ いプラザ運 営グループ
(1)事業計画が市民の平等 利用その他の観点から 適切なものであること。 (堺市立歴史文化にぎわ いプラザ条例第22条第3 項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	24点	17点	16点
(2)事業計画を確実に安 定的に実施するに足り る経理的基礎その他の 経営に関する能力を有 すること。 (堺市立歴史文化にぎわ いプラザ条例第22条第3 項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	60点	45点	44点
(3)使用者の意思及び人権 を尊重し、常にその立 場に立ったサービスが 提供できること。 (堺市立歴史文化にぎわ いプラザ条例第22条第3 項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把 握 ②個人情報の保護、情報公開 の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	32点	24点	21点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	44点	36点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第5号)	①目標設定・目標達成の方策 ②観光案内展示室の運営計画 ③茶の湯等体験室及び復元茶室の運営計画 ④企画展示室の運営計画 ⑤駐車場運営計画 ⑥自主事業の実施計画	104点	75点	73点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	26点	27点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	37点	27点
合計点		400点	268点	244点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市原池公園野球場	大阪府中央区北浜4丁目1番23号	原池スポーツチャレンジ共同体	令和2年1月20日から 令和3年3月31日まで
	(代表団体) 大阪府中央区北浜4丁目1番23号	(代表団体) 美津濃株式会社	
	(他の構成団体) 大阪府中央区北浜4丁目1番23号	(他の構成団体) ミズノスポーツサービス株式会社	
	大阪府中央区備後町1丁目7番10号	大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店	
	堺市北区南花田町32番地1	利晃建設株式会社	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市原池公園野球場の指定管理者として原池スポーツチャレンジ共同体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
原池スポーツチャレンジ共同体	平成22年 9月6日	堺市原池公園体育館等の管理運営	堺市原池公園体育館等の管理運営事業及び各種スポーツ振興事業	非公募

3 選定の理由

堺市原池公園野球場（以下「野球場」という。）は、原池公園内に新設し、令和 2 年 4 月から供用開始となる施設である。同公園内の堺市原池公園体育館等（以下「体育館等」という。）は、指定管理者により一体的な管理運営を行っているところであり、野球場についても、体育館等と一体的に管理することにより効率的かつ効果的な運営を行うことができると考えられる。

このことから、体育館等の指定期間終期である令和 2 年度末までに限り、体育館等の現指定管理者である当該団体を、野球場の指定管理者として選定することが望ましいと考えられる。

当該団体は、これまでの体育館等の管理運営にあたり、本市のスポーツ振興及び管理運営の考え方を十分に理解した上で、利用者サービスの向上や経費縮減などに取り組むなど、良好な実績を有している。

これらを踏まえ、堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、申請のあった当該団体について、堺市公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って当委員会において審査を行った結果、条例に規定する要件に適合すると認められ、野球場の設置目的をより効率的かつ効果的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体である。

ると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

原池スポーツチャレンジ共同体

(代表団体)

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

大阪市中央区備後町1丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

堺市北区南花田町32番地1

利晃建設株式会社

(2) 選定経過

令和元年7月1日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年9月30日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 近畿大学教授 田中 ひかる

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	原池スポーツチャレンジ共同体
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	30点	22点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30点	23点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護・情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	30点	20点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休場日、開場時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方	60点	42点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	60点	43点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	42点	19点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	30点	22点
	⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍推進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	18点	12点
合計点		300点	203点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市家原大池体育館 堺市みなと堺グリーンひろば	東京都品川区東品川4丁目10番1号	スポーツタウン・堺パートナーズ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
	(代表団体) 東京都品川区東品川4丁目10番1号	(代表団体) コナミスポーツ株式会社	
	(他の構成団体) 大阪府中央区備後町1丁目7番10号	(他の構成団体) 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店	
	堺市東区日置荘西町3丁目5番2号	株式会社アカツキ	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市家原大池体育館及び堺市みなと堺グリーンひろば（以下、これらを「堺市家原大池体育館等」という。）の指定管理者としてスポーツタウン・堺パートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
スポーツタウン・堺パートナーズ	令和元年 9月11日	堺市家原大池体育館等の管理運営	堺市家原大池体育館等の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項の規定によって公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び堺市公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市家原大池体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

- ①東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号

スポーツタウン・堺パートナーズ

(代表団体)

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

(他の構成団体)

大阪府中央区備後町1丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

堺市東区日置荘西町3丁目5番2号

株式会社 アカツキ

②大阪府西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ大阪・アズビル共同事業体

(代表団体)

大阪府西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

(他の構成団体)

大阪府北区天満橋1丁目8番30号

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

(2) 選定経過

令和元年7月1日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月17日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 近畿大学教授 田中 ひかる

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	スポーツタウン・堺パートナーズ	シンコースポーツ大阪・アズビル共同事業体
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第1号及び堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	29点	28点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第2号及び堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	27点	27点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第3号及び堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	31点	28点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第4号及び堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案	80点	61点	59点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第5号及び堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80点	57点	57点

(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第6号及び堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	56点	43点	40点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市スポーツ施設条例第15条第3項第7号及び堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組	40点	27点	26点
	⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	24点	8点	16点
合計点		400点	283点	281点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立鴨谷体育館	大阪府中央区北浜4丁目1番23号	美津濃株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
堺市荒山テニスコート			

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコート（以下、これらを「堺市立鴨谷体育館等」という。）の指定管理者として美津濃株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
美津濃株式会社	明治39年 4月1日	スポーツに関わる製品の製造・卸売・販売 各種スクール事業・施設運営	堺市立鴨谷体育館等の管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項及び堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取り組み方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立鴨谷体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号

美津濃株式会社

②大阪市中央区上本町西1丁目2番19号

堺SSKクリーン工房共同事業体

(代表団体)

大阪市中央区上本町西1丁目2番19号

株式会社エスエスケイ

(他の構成団体)

埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心LAタワー30階

株式会社クリーン工房

(2) 選定経過

令和元年7月1日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月24日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 近畿大学教授 田中 ひかる

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	美津濃株式会社	堺SSKクリーン工房共同事業体
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立体育館条例第16条第3項第1号、スポーツ施設条例第15条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	29点	28点

(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。(堺市立体育館条例第16条第3項第2号、スポーツ施設条例第15条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	29点	27点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立体育館条例第16条第3項第3号、スポーツ施設条例第15条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	28点	29点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立体育館条例第16条第3項第4号、スポーツ施設条例第15条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器調達・設置提案	80点	60点	60点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立体育館条例第16条第3項第5号、スポーツ施設条例第15条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80点	61点	58点
(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立体育館条例第16条第3項第6号、スポーツ施設条例第15条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	56点	32点	45点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立体育館条例第16条第3項第7号、スポーツ施設条例第15条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組	40点	28点	27点
	⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	24点	16点	0点
合計点		400点	283点	274点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター	大阪市西区立売堀1丁目3番13号	ジェイズパークグループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
	(代表団体) 大阪市西区立売堀1丁目3番13号	(代表団体) 株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ	
	(他の構成団体) 堺市北区北花田町2丁目188番地の2	(他の構成団体) ユニバーサル株式会社	
	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	日本管財株式会社	
	大阪市西区靱本町1丁目7番25号	一般社団法人大阪府サッカー協会	
	東京都千代田区一ツ橋2丁目1番1号	SFIリーシング株式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの指定管理者としてジェイズパークグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ジェイズパークグループ	令和元年 9月5日	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの管理運営	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成 20 年条例第 47 号）第 16 条第 1 項の規定により、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区立売堀 1 丁目 3 番 13 号

ジェイズパークグループ

(代表団体)

大阪市西区立売堀 1 丁目 3 番 13 号

株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ

(他の構成団体)

堺市北区北花田町 2 丁 188 番地の 2

ユニバーサル株式会社

兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

日本管財株式会社

大阪市西区靱本町 1 丁目 7 番 25 号

一般社団法人大阪府サッカー協会

東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 1 番 1 号

SFI リーシング株式会社

(2) 選定経過

令和元年 7 月 1 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年 10 月 15 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役（指定管理・内部統制担当）

戸奈 章

委員 近畿大学教授 田中 ひかる

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	ジェイズパークグループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	30点	21点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模・組織状況 ③事業実績	30点	21点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	30点	21点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第4号)	①休場日、開場時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方	60点	46点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	60点	42点
(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	42点	26点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	30点	22点

	⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	18点	6点
合計点		300点	205点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立東文化会館	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	公益財団法人堺市文化振興財団	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立東文化会館の指定管理者として公益財団法人堺市文化振興財団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 堺市文化振興財団	平成6年 4月1日	文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与すること。	堺市民会館、堺市立梅・西・東・美原文化会館、堺市立文化館、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理運営業務及び各種文化芸術振興事業	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において、同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立東文化会館の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区翁橋町2丁1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

(2) 選定経過

令和元年7月3日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和元年10月18日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事

兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人堺市文化振興財団
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	24点	18点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	24点	18点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②広報・モニタリング計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤個人情報保護、情報公開の考え方	24点	18点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	51点	34点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画	93点	58点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	36点	18点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、市内要件、環境マネジメント）	48点	26点
合計点		300点	190点

※選定委員 1 名欠席のため 300 点満点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立西文化会館	大阪市西区京町堀1丁目4番16号	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

〔根 拠〕

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立西文化会館の指定管理者として大阪ガスビジネスクリエイト株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	昭和52年 3月10日	幅広い分野のニーズに応えるクリエイティブなビジネスサポート企業をめざし、的確な提案と高度な技術・ノウハウを駆使した多彩なサービスを届けること。	堺市立西文化会館、神戸アートビレージセンター、長岡京市中央生涯学習センター、大阪市立住吉区民センター等の管理運営業務	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 4 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において、同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立西文化会館の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市西区江戸堀一丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

②大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社 ハウスビルシステム

③堺市堺区翁橋町2丁目1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

④大阪市西区京町堀一丁目4番16号

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(2) 選定経過

令和元年7月3日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月7日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事

兼 八尾市文化会館館長

大久保 充代

委員 帝塚山大学名誉教授

中川 幾郎

委員 弁護士

永田 守

委員 公認会計士

西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	シンコー スポーツ 大阪株 式会社	株式会 社 ハ ウスビル システム	公益財 団法人 堺市文 化振興 財団	大阪ガ スビジネ スクリエ イト株式 会社
(1)事業計画が市民の 平等利用その他の 観点から適切なも のであること。 (堺市立文化会館条 例第19条第3項第1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の 確保	32点	20点	16点	25点	25点
(2)事業計画を確実に つ安定的に実施する に足る経理的基礎 その他の経営に関す る能力を有すること。 (堺市立文化会館条 例第19条第3項第2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状 況 ③事業実績	32点	22点	17点	27点	28点
(3)利用者の意思及び 人権を尊重し、常 にその立場に立っ たサービスが提供 できること。 (堺市立文化会館条 例第19条第3項第3 号)	①利用者・利用者ニー ズの把握 ②広報・モニタリン グ計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え 方 ⑤個人情報保護、情 報公開の考え方	32点	19点	17点	26点	26点
(4)効果的かつ効率的 な管理を実施でき ること。 (堺市立文化会館条 例第19条第3項第4 号)	①休館日、開館時間の 考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成 の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	68点	36点	38点	42点	51点
(5)施設の効用を最大 限発揮させること ができること。 (堺市立文化会館条 例第19条第3項第5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業 の実施計画 ④自主事業の実施計 画	124点	63点	58点	85点	103点

(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	48点	20点	36点	35点	21点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、市内要件、環境マネジメント）	64点	34点	52点	38点	47点
合計点		400点	214点	234点	278点	301点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立梅文化会館	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	公益財団法人堺市文化振興財団	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立梅文化会館の指定管理者として公益財団法人堺市文化振興財団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 堺市文化振興財団	平成6年 4月1日	文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与すること。	堺市民会館、堺市立梅・西・東・美原文化会館、堺市立文化館、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理運営業務及び各種文化芸術振興事業	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において、同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立梅文化会館の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社 ハウスビルシステム

②堺市堺区翁橋町2丁1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

③大阪市西区京町堀一丁目4番16号

大阪ガスビジネスクリエイト 長谷工コミュニティ 共同事業体

(代表団体)

大阪市西区京町堀一丁目4番16号

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(2) 選定経過

令和元年7月3日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年9月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事

兼 八尾市文化会館館長

大久保 充代

委員 帝塚山大学名誉教授

中川 幾郎

委員 弁護士

永田 守

委員 公認会計士

西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	株式会社 ハウスビル システム	公益財団 法人堺市 文化振興 財団	大阪ガスビ ジネスクリエ イト 長谷 工コミュニ ティ 共同 事業体
(1)事業計画が市民の 平等利用その他の 観点から適切なも のであること。 (堺市立文化会館条 例 第19条 第3項 第1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の 確保	32点	14点	26点	24点
(2)事業計画を確実に つ安定的に実施す るに足る経理的 基礎その他の経営 に関する能力を有す ること。 (堺市立文化会館条 例 第19条 第3項 第2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状 況 ③事業実績	32点	17点	27点	29点
(3)利用者の意思及び 人権を尊重し、常 にその立場に立っ たサービスが提供 できること。 (堺市立文化会館条 例 第19条 第3項 第3 号)	①利用者・利用者ニー ズの把握 ②広報・モニタリン グ計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え 方 ⑤個人情報保護、情 報公開の考え方	32点	19点	25点	25点
(4)効果的かつ効率的 な管理を実施でき ること。 (堺市立文化会館条 例 第19条 第3項 第4 号)	①休館日、開館時間の 考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成 の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	68点	42点	47点	51点
(5)施設の効用を最大 限発揮させること ができること。 (堺市立文化会館条 例 第19条 第3項 第5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業 の実施計画 ④自主事業の実施計 画	124点	71点	97点	96点

(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	48点	36点	28点	24点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、市内要件、環境マネジメント）	64点	50点	39点	31点
合計点		400点	249点	289点	280点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原文化会館	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	公益財団法人堺市文化振興財団	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原文化会館の指定管理者として公益財団法人堺市文化振興財団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 堺市文化振興財団	平成6年 4月1日	文化活動の振興及び 地域文化の創造に資 する事業を行い、市 民文化生活の向上と 地域の発展に寄与す ること。	堺市民会館、堺市立 柁・西・東・美原文 化会館、堺市立文化 館、堺市民芸術文化 ホール及び堺市翁橋 公園の管理運営業務 及び各種文化芸術振 興事業	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において、同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立美原文化会館の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社 ハウスビルシステム

②堺市堺区翁橋町2丁1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

(2) 選定経過

令和元年7月3日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月7日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事

兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 ハウスビル システム	公益財団 法人堺市 文化振興 財団
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	32点	18点	25点

(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	32点	17点	26点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②広報・モニタリング計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤個人情報保護、情報公開の考え方	32点	18点	26点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	68点	38点	44点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画	124点	60点	85点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	48点	28点	19点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、市内要件、環境マネジメント）	64点	51点	36点
合計点		400点	230点	261点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立みはら歴史博物館	東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階	アクティオ株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立みはら歴史博物館の指定管理者としてアクティオ株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
アクティオ株式会社	昭和62年 2月27日	・指定管理者制度に基づく公の施設の管理 受託 ・美術館、博物館等文化施設の案内、受付、 誘導等運営に関する 請負業務 他	大阪市立住まい情報 センター（大阪市く らしの今昔館）指定 管理者（構成企業） 他	公募

3 選定の理由

堺市立みはら歴史博物館条例（平成 16 年条例第 116 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化の発展と教育の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針及びこれまでの実績を踏まえ、管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、当該選定要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立みはら歴史博物館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

① 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

② 大阪府羽曳野市伊賀5丁目1番4号

株式会社アスウェル

(2) 選定経過

令和元年7月17日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和元年10月15日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

初田 茂樹

委員 桃山学院教育大学客員教授 今西 幸蔵

委員 弁護士 岩本 洋子

委員 大阪狭山市文化会館館長 梅井 丈治

委員 公認会計士 林 紀美代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	アクティオ株式会社	株式会社アスウェル
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	32点	29点
(2)事業計画を确实且つ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	32点	32点	22点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②広報・モニタリング計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤個人情報保護、情報公開の考え方	40点	34点	32点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	68点	52点	48点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	65点	51点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	45点	44点
(7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	37点	43点
合計点		400点	297点	269点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市教育文化センター	東京都港区芝3丁目23番1号	JTBコミュニケーションデザイングループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
	(代表団体) 東京都港区芝3丁目23番1号	(代表団体) 株式会社JTBコミュニケーションデザイン	
	(他の構成団体) 大阪府中央区難波5丁目1番60号	(他の構成団体) 南海ビルサービス株式会社	
	(他の構成団体) 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	(他の構成団体) 株式会社東急コミュニティー	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市教育文化センターの指定管理者として JTB コミュニケーションデザイングループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
JTB コミュニケーションデザイングループ	令和元年 9月27日	堺市教育文化センター の管理運営	堺市教育文化センターの管理運営を目的に設立された共同企業体である	公募

3 選定の理由

堺市教育文化センター条例（平成 5 年条例第 33 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化の発展と教育の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市教育文化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

- ①東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

②東京都港区芝3丁目23番1号

JTB コミュニケーションデザイングループ

(代表団体)

東京都港区芝3丁目23番1号

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

(他の構成団体)

大阪市中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

(2) 選定経過

令和元年7月24日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和元年10月17日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・内部統制担当)

初田 茂樹

委員 弁護士

岩本 洋子

委員 日本プラネタリウム協議会

近畿地域ワーキンググループ 代表者

熊森 照明

委員 大阪芸術大学特任教授

小山 久子

委員 帝塚山大学名誉教授

中川 幾郎

委員 公認会計士

林 紀美代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	JTBコミュニケーションデザイングループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	100点	72点	68点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	125点	77点	108点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	100点	74点	76点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤緊急時対策	150点	94点	112点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①、自主事業②の実施計画 ④レストラン等の設置又はそれに替わるスペースの利用等の提案	300点	176点	218点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	145点	72点	87点

(7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	80点	55点	56点
合計点		1000点	620点	725点

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 2 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

〔根拠〕

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

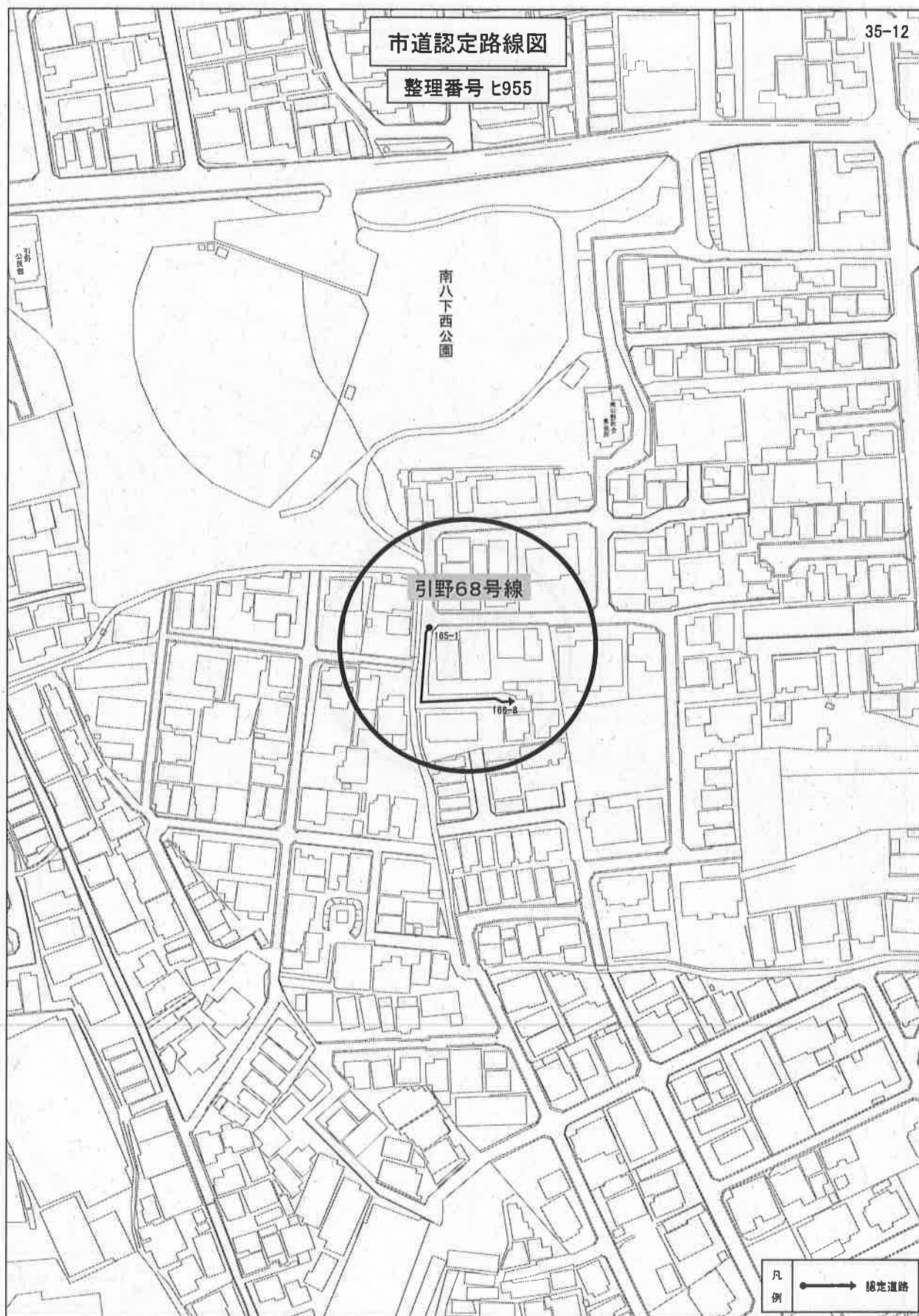
市道路線を別紙調書のとおり認定する。

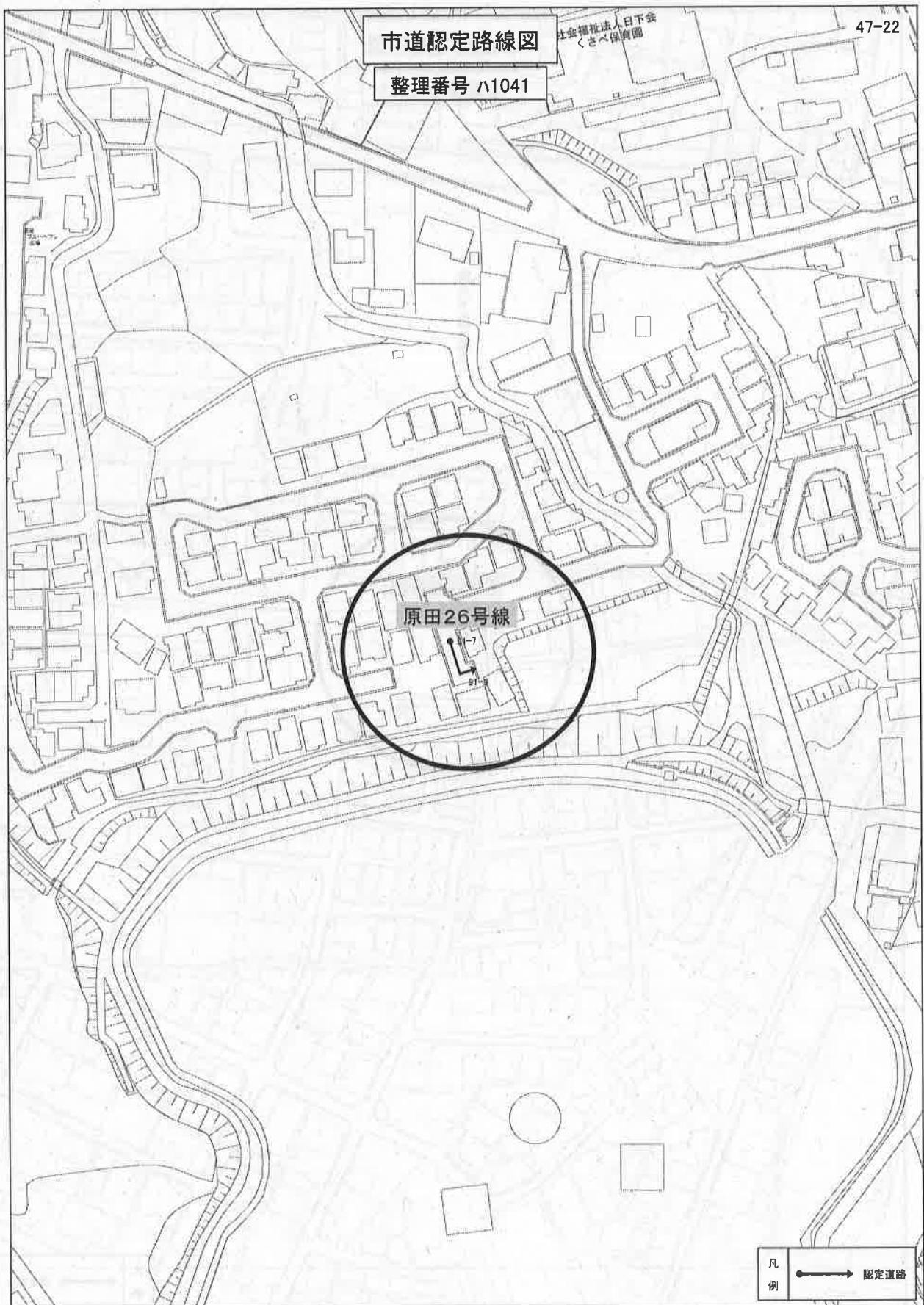
[根 拠]

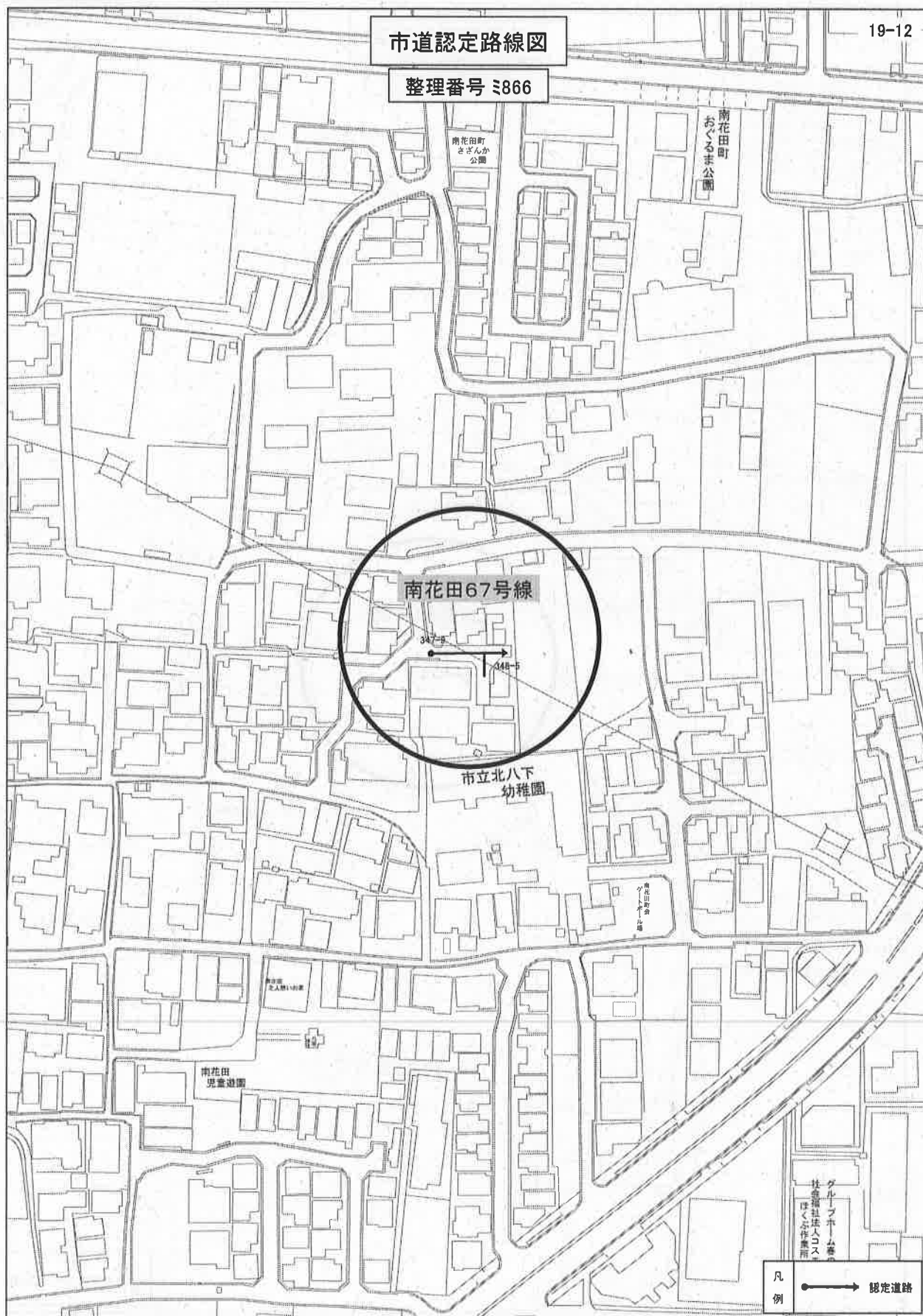
道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

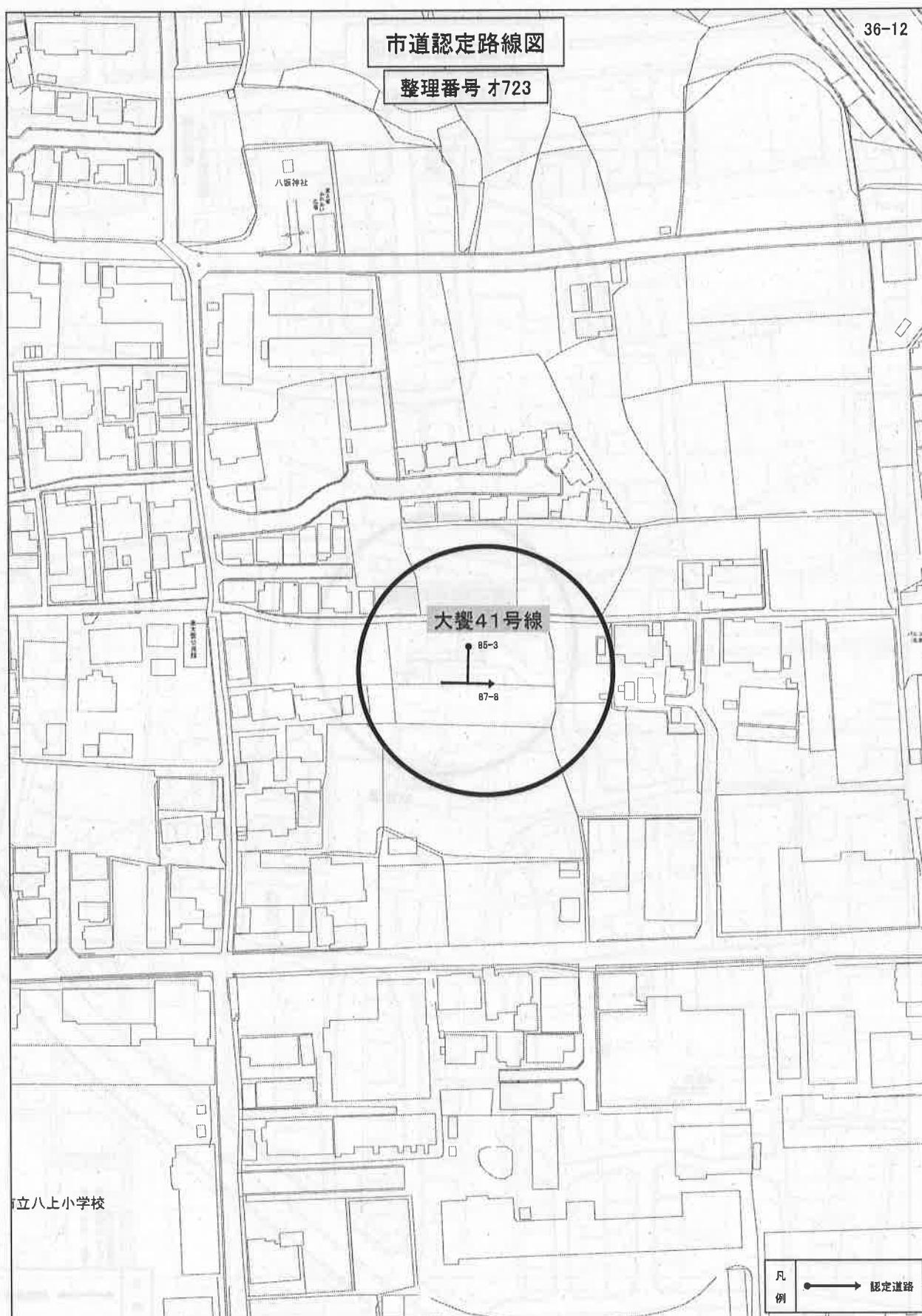
市道路線認定調書

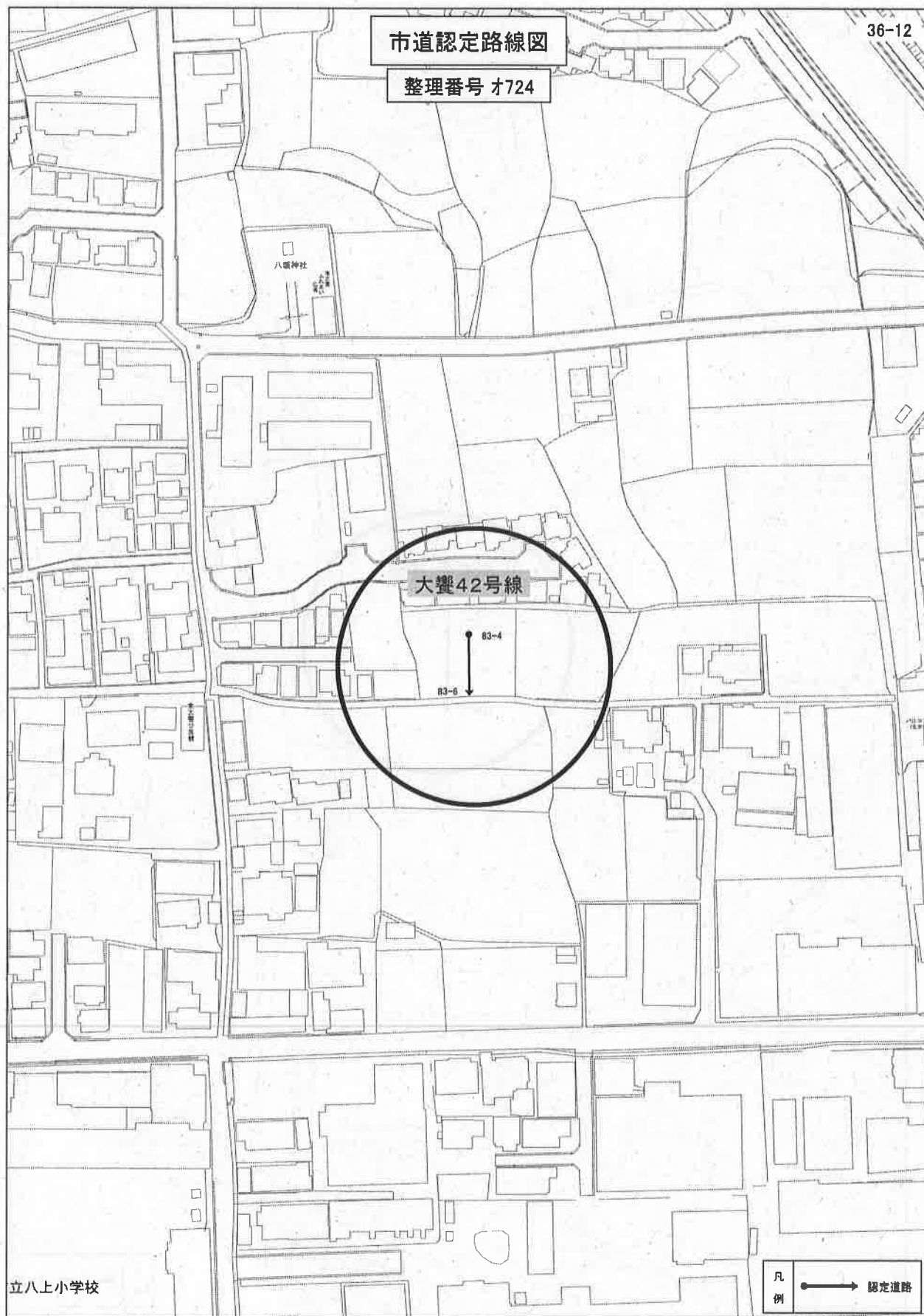
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
㇔955	引野68号線	東区引野町3丁165番1地先 東区引野町3丁166番8地先		地元要望
㇔1041	原田26号線	西区原田91番7地先 西区原田91番9地先		〃
㇔866	南花田67号線	北区南花田町347番9地先 北区南花田町348番5地先		〃
㇔723	大饗41号線	美原区大饗85番3地先 美原区大饗87番8地先		開発に伴う寄付
㇔724	大饗42号線	美原区大饗83番4地先 美原区大饗83番6地先		〃
㇔954	平尾70号線	美原区平尾1900番11地先 美原区平尾1899番1地先		〃
7691	福田269号線	中区福田285番12地先 中区福田285番8地先		都市計画法第39条による 帰属
㇔584	北条42号線	西区北条町2丁479番1地先 西区北条町2丁479番8地先		〃
㇔865	美木多上101号線	南区美木多上991番6地先 南区美木多上997番9地先		〃





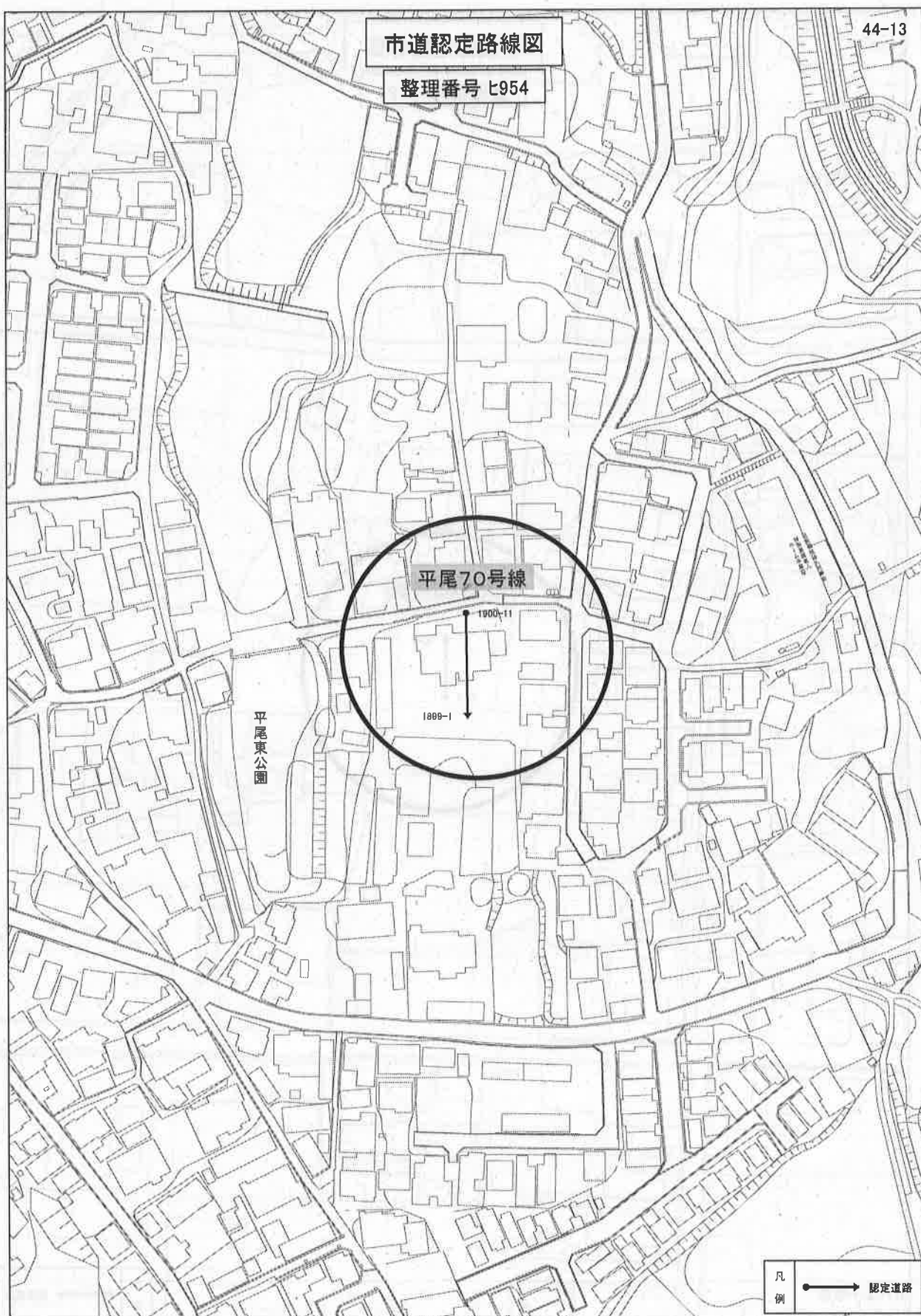


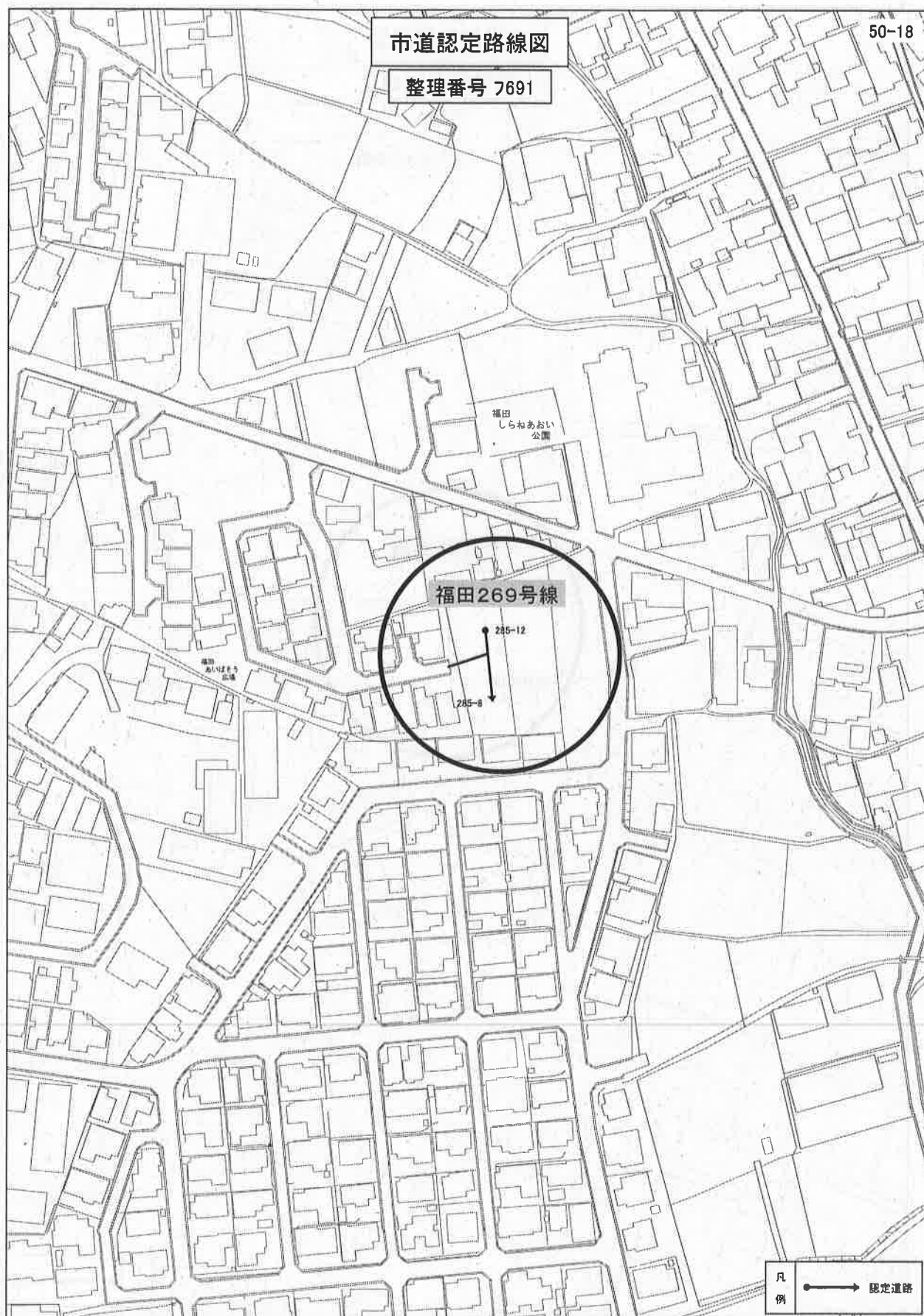


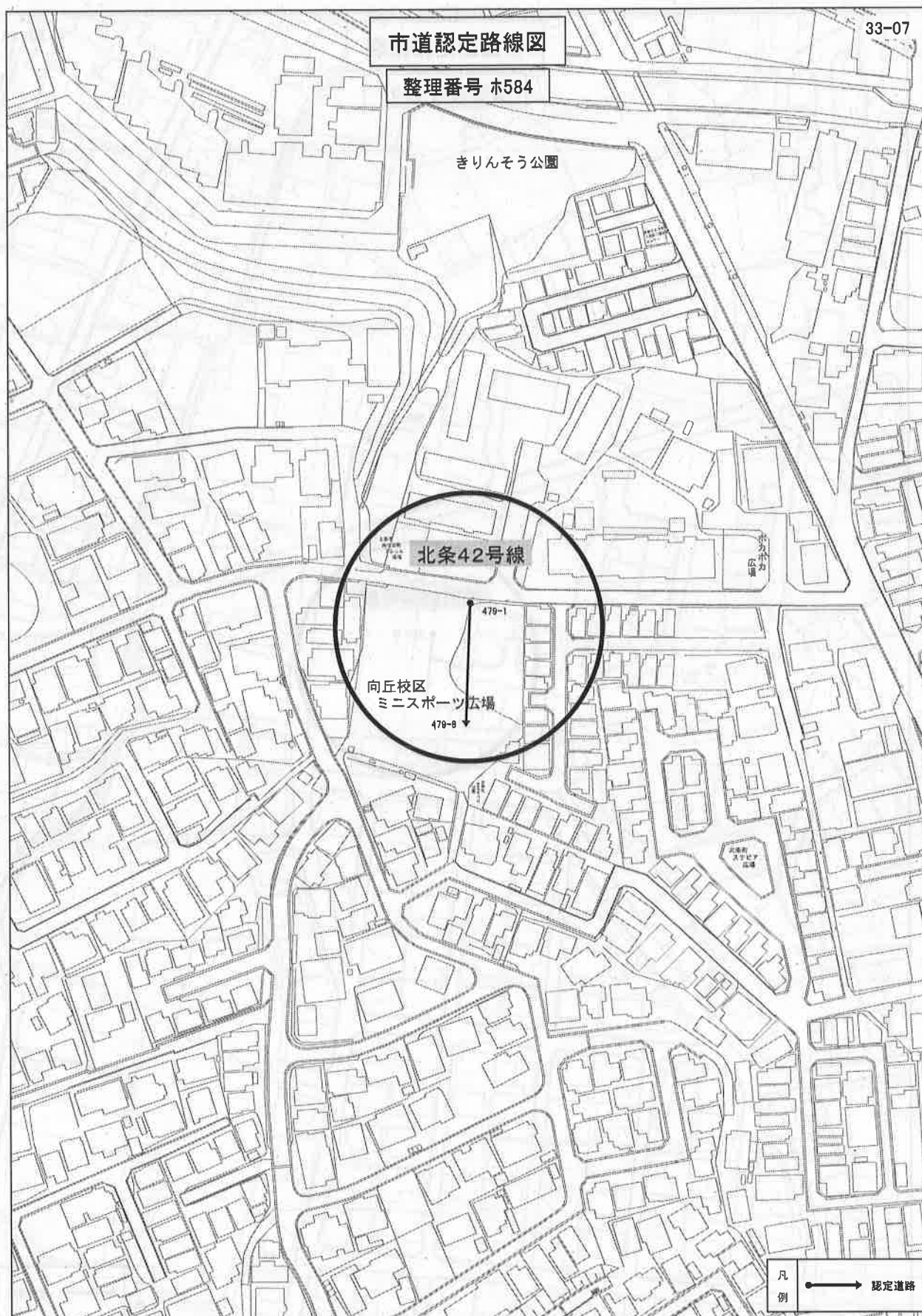


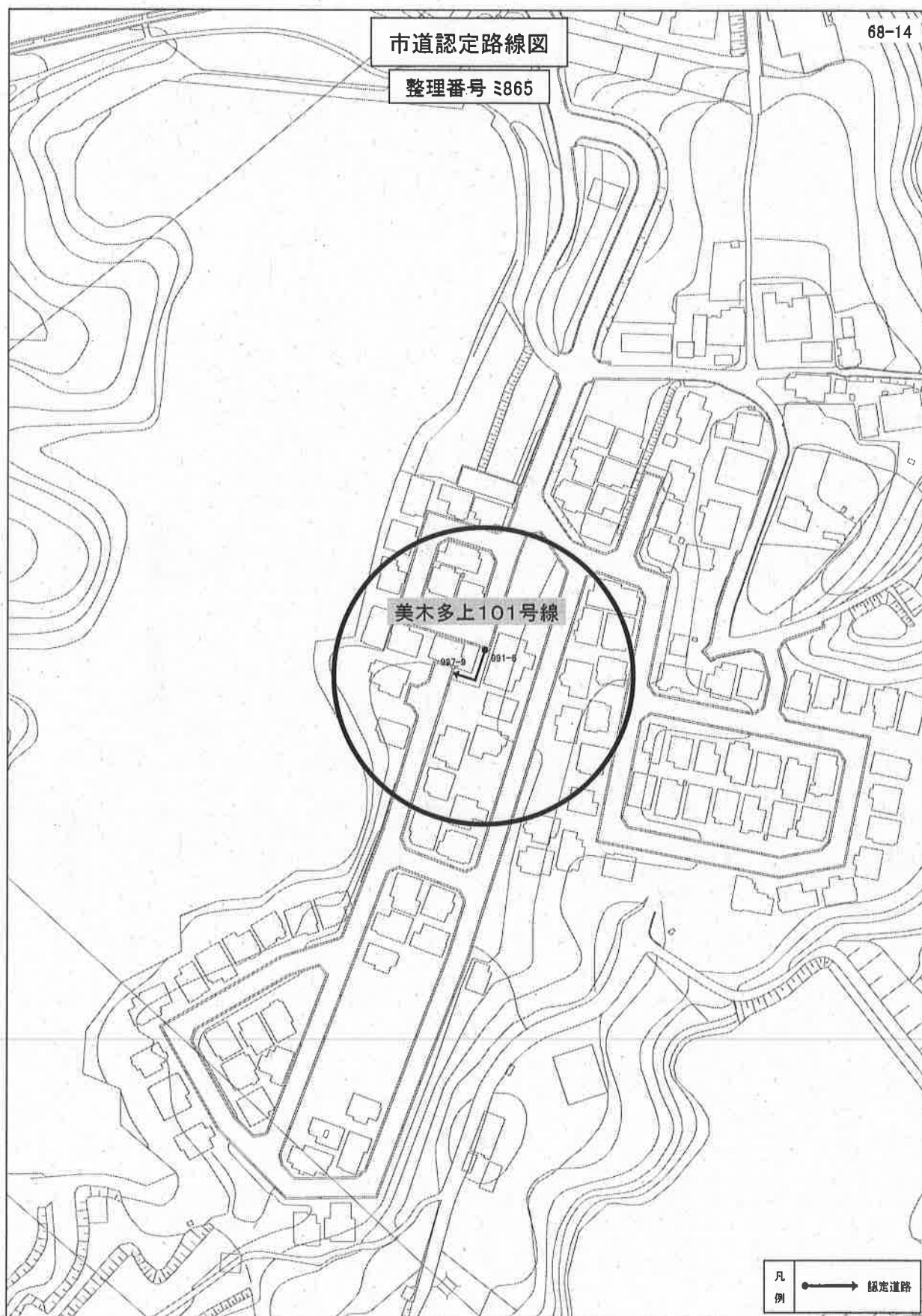
市道認定路線図

整理番号 ㊦954









堺市住宅供給公社の解散について

地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）第 36 条第 2 項の規定により、堺市住宅供給公社を解散する。

〔根 拠〕

地方住宅供給公社法第 36 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

堺市住宅供給公社の解散について

堺市住宅供給公社は、これまで住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅及び宅地を供給してきたが、近年の民間市場の住宅供給の充足等により、一定の役割を果たしたことから、堺市住宅供給公社を解散するため、地方住宅供給公社法第 36 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

大字高田共有地処分について

次のとおり大字高田共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市北区百舌鳥本町1丁	20番1	ため池	34,568	34,866.30	御廟池の一部
	21番7	堤	297		

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

百舌鳥本町自治会

代表者 堺市北区百舌鳥本町3丁472番地 会長 中川 博

3 処分の相手方

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 代表者 堺市長 永藤 英機

4 処分金額

金 1,513,197,420 円

5 処分理由

史跡百舌鳥古墳群御廟山古墳内濠公有化事業の事業用地として堺市の買収に応じるため。

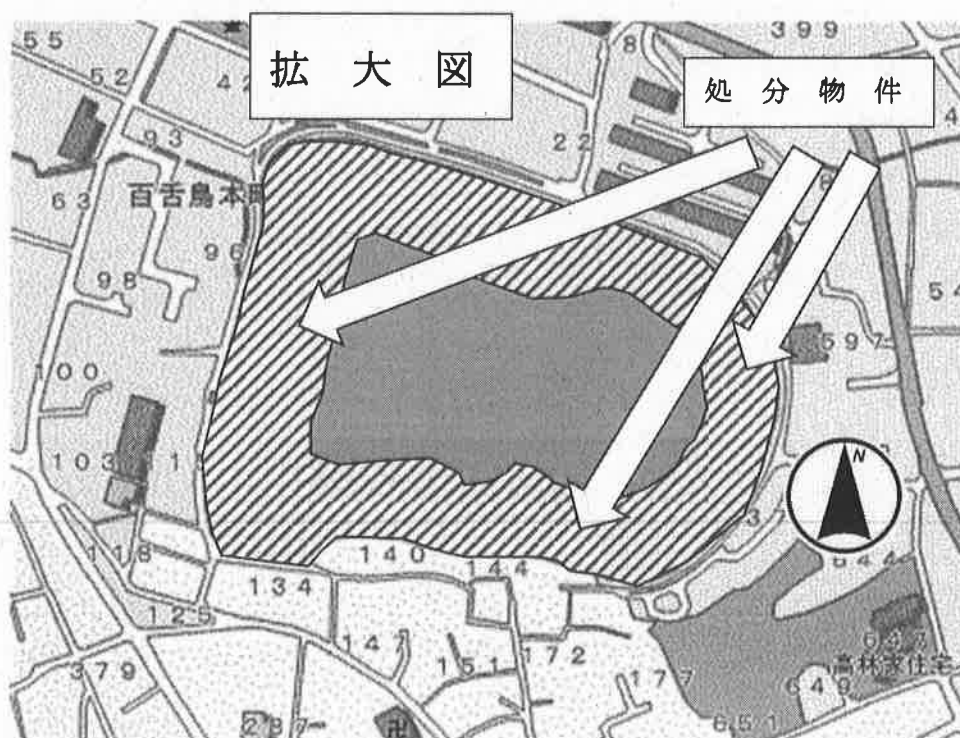
大字高田共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金（円）	使途計画	金額（円）	備 考
百舌鳥本町 自治会	1,513,197,420	地元公益事業費	817,132,452	
		水利権消滅補償費	544,754,968	
		堺市に対する納付金	151,310,000	10%相当額
計			1,513,197,420	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり



堺市手数料条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

堺市手数料条例の一部を改正する条例の専決について

堺市手数料条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和元年 10 月 25 日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成１２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３４条の５第４号中「１件」を「当該認定又は当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに１件」に改め、同条第８号中「１件」を「当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに１件」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）附則第１条本文の政令で定める日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、複数建築物に係る計画の認定が導入されたことを踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文の政令で定める日から施行するものであること。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 1 日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

水路転落事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 8,642,615 円
- 2 損害賠償の相手方 堺市西区*****

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 10 月 21 日（土）午後 6 時頃、台風接近に伴う風雨の中、堺市東区菩提町五丁 209-4 地先において、相手方が傘を差しながら市道菩提 37 号線を西から東方向へ歩行していたところ、転落防止柵の一部が欠落していた箇所から水路へ転落し負傷したものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 8,642,615 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
49	1.10.18	363,960	堺市西区浜寺石 津町中4-17-5	宗 教 法 人 教 蓮 寺	令和元年6月11日(火) 午前9時40分ごろ、堺 市西区浜寺石津町中 4-17-5において、環境 事業所の職員が粗大ご み収集のため本市車両 にて走行中、積み荷を 相手側教蓮寺の屋根に 接触し、損傷させたも の。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
55	1.10.24	140,498	堺市中区 *** *****堺市 営***** *****	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市中区 深井北町814番地1に所 在する堺市営北深井住 宅の屋根素材が台風に よる突風により飛散し、 相手方の車両を損傷さ せたもの。
56	1.10.24	311,170	堺市西区 ** ***** **	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市中区 深井北町814番地1に所 在する堺市営北深井住 宅の屋根素材が台風に よる突風により飛散し、 相手方の車両を損傷さ せたもの。
57	1.10.24	30,000	堺市西区 ** ***** **	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市中区 深井北町814番地1に所 在する堺市営北深井住 宅の屋根素材が台風に よる突風により飛散し、 相手方の家屋を損傷さ せたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
60	1.10.25	80,264	堺市西区**** ****	*****	平成30年10月16日(火) 午前0時30分ごろ、堺市 西 区 鳳 東 町6丁647-1地 先において、相手方が 府道大阪和泉泉南線歩 道を横断している側溝 のグレーチング蓋の隙 間に左足がはまり、負 傷したもの。
62	1.10.25	262,175	堺市美原区** **	*****	平成30年11月24日(土) 午後6時ごろ、堺市堺区 向陵西町2丁1-37地先 において、相手方の車両 が市道今池三国ヶ丘線 を走行中、垂れ下がっ たケヤキの枝と接触し て、車両を損傷したも の。
59	1.10.25	10,570	堺市中区**** **	*****	令和元年7月29日(月) 午前8時ごろ、堺市中区 土 塔 町2032-14地 先 において、相手方が府道 深井畑山宿院線を歩行 中、連続的に設置して いる側溝蓋の一枚だけ にずれ止め部材が無か ったことから、その蓋が 突然ずれ落ちバランス を崩し、前方の側溝蓋 に足をぶつけて左足首 と右ひざ下を負傷した もの。
63	1.10.25	253,994	阪南市**** *****	*****	令和元年8月13日(火) 午前9時ごろ、堺市南 区 和 田191-3地 先 において、相手方の車 両が市道平井小代1号 線を走行中、道路の端 部の欠損による段差箇 所で左側前輪のタイヤ を損傷したもの。

61	1.10.25	183,485	堺市北区**** ****	*****	令和元年8月29日(木) 午後4時20分ごろ、堺市 美原区今井325-4番地先 において、相手方の軽 トラックが府道と立体 交差している市道今井1 号線を走行中、上部の 府道の開口部にゴミが 落ちないように設置さ れている金網が脱落し、 市道今井1号線の天井か ら突出していたため接 触し、後部荷台パネル が破損したもの。
----	---------	---------	------------------	-------	--

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
44	1.9.13	46,440	堺市中区**** ****	*****	平成30年9月2日(日) 午後2時ごろ、相手方住 所地内(堺市中区**** ****)において、 隣接する深井中町はこ べ公園の樹木の根が原 因で、相手方の排水管 が詰まり、損害を与え たもの。
50	1.10.18	278,993	堺市北区**** ***** ***** *****	*****	令和元年6月24日(月) 午前11時30分ごろ、堺 市堺区三宝町6丁305(大 阪臨海線29号線)にお いて、大浜公園事務所 の職員が、本市車両に て交差点から本線に左 折進入する際、相手方 車両に接触し、損傷さ せたもの。

(北保健総合福祉センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
51	1.10.18	101,027	大阪府松原市* *****	*****	令和元年7月2日(火) 午前9時40分ごろ、堺市 北区百舌鳥陵南町2丁D パーキング百舌鳥陵南 町2丁第1内において、 北保健センター職員が 本市車両を前進させた 際、相手方車両に接触 し、損傷させたもの。

(学校教育部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
48	1.10.18	374,800	大阪府堺市堺区 *****	*****	令和元年6月13日(木) 午後1時33分ごろ、堺市 北区新金岡町5丁9番付 近において、教育セン ター職員が信号待ちで 停車中にブレーキペダ ルを離したことにより、 本市車両を相手方の車 両に接触し、損傷させ たもの。
52	1.10.21	359,424	堺市堺区 *** ***	*****	令和元年7月29日(月) 午後4時40分ごろ、堺 市立長尾中学校におい て、野球部員が練習中 に打ったボールが、防 球ネットを超え、府道 を通行中の車両に接触 し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第 3 項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
45	1.9.20	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 *****の住宅明渡し 及び住宅使用料 168,400円並びに住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市 営 ***** *****	*****
41	1.9.12	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅 の明渡し並びに住宅 使用料530,200円及 び住宅使用料相当損 害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****
46	1.9.20	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 *****の 住宅明渡し 及び住宅使用料 444,400円並びに住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市 営***** *****	*****
47	1.9.20	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 ***** *****の住宅明渡し 及び住宅使用料 287,200円並びに住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市 営***** *****	*****

及び第 4 項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金168,400円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料168,400円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金530,200 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料530,200円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金444,400円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料444,400円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金287,200円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料287,200円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
42	1.9.12	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* *****の住 宅の明渡し並びに住 宅使用料17,219円及 び住宅使用料相当損 害金	堺市西区* ***** 堺市営* *****	*****
43	1.9.12	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* *****の住 宅の明渡し並びに 住宅使用料369,000 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区* ***** 堺市営* *****	*****

(障害福祉部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
53	1.10.21	和解について	*****に係る損害 賠償金1,007,464円及 びこれに対する遅延 損害金	大阪市北区西天 満4丁目4番18号 梅ヶ枝中央ビル 4階	破産管財人弁 護士豊田祐介

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金17,219円及び名義人死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の同居名義人である*****は、平成31年1月17日に死亡し、入居承認は当然に終了した。 その後、同住宅に同居していた名義人の孫である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料17,219円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金369,000円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の同居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料369,000円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 相手方は、本市に対し、本件解決金として、10,000円の支払義務があることを認め、これを令和元年11月1日限り、本市指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。 (2) 本市と破産者は、本市と破産者との間に、本市の破産者に対する非免責債権が存在しないことを相互に確認する。 (3) 本市は、本件査定申立てを取り下げる。 (4) 本市、相手方及び破産者は、本市と破産者との間及び本市と相手方との間に、本和解条項を除き、何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。 (5) 本和解は、破産裁判所の許可があることを停止条件として効力を生じる。	*****に係る損害賠償請求事件 株式会社ティダ・グリーンは障害福祉サービス費の不正請求による返還金の返還がなされないまま、同法人の破産手続を開始し同手続が終了した。同法人の代表取締役である*****が個人の破産手続中であったため、同人に対し、損害賠償金として金1,007,464円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて令和元年5月8日に同人の破産手続に参加し、大阪地方裁判所で本市債権の査定手続が進められていたところ、今般、同裁判所から和解提案が出された。 当該和解提案の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
64	1.10.31	万崎住宅4棟ほか6棟解体工事	堺市西区北条町1丁41番12号	株式会社 三国建設 代表取締役 森園晴彦	変更前 771,284,160円 (消費税額等 57,132,160円) 変更後 781,617,241円 (消費税額等 58,071,531円)
54	1.10.23	大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事(第1工区)	堺市西区宮下町12番1号	堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆	変更前 1,181,590,200円 (消費税額等 87,525,200円) 変更後 1,192,503,685円 (消費税額等 88,517,335円)
65	1.10.31	北清水建替住宅建設工事	堺市北区新金岡町5丁6番503号	株式会社 橋爪工務店 代表取締役 新後修	変更前 749,900,160円 (消費税額等 55,548,160円) 変更後 758,274,460円 (消費税額等 56,309,460円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変 更 理 由
10,333,081円 （消費税額等 939,371円）	工事請負契約書第24条第3項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第24条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。
10,913,485円 （消費税額等 992,135円）	地中障害物の撤去・処分 66㎡ 地盤改良工事 1式 地中構造物設置に伴う土留め工事 312㎡ 工事請負契約書第24条第3項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	地中掘削時に障害物が見つかり、撤去処分が必要となったことに加え、掘削時に湧水が発生したことから地盤改良工事が併せて必要となった。また、地下構造物設置の際、地盤が軟弱であり掘削が出来ず土留め工事が必要となった。 加えて、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第24条第3項に規定するインフレスライド条項を適用した契約に変更するもの。 以上のことにより変更を行うものとする。
8,374,300円 （消費税額等 761,300円）	工事請負契約書第24条第3項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額 屋根材の仕様変更等	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第24条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。 また、平成30年の台風被害を踏まえて屋根葺きを強風仕様に変更した費用等を変更するもの。

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
66	1.11.1	(仮称)堺市 総合防災セン ター敷地造成 外工事	堺市中区東 山 56 番地 1	日英・ハナフサ 建設工事共同企業体	変更前 656,437,813 円 (消費税額等 48,625,023 円) 変更後 661,529,713 円 (消費税額等 49,087,923 円)
				代 表 構 成 員 日 英 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 畠 山 英 己 他 の 構 成 員 株 式 会 社 ハ ナ フ サ 代 表 取 締 役 畠 山 亮 子	

変更額（増）	変更する内容	変 更 理 由
5,091,900 円 (消費税額等 462,900 円)	縁石B-2型 変更前 L=74m 変更後 L=149m 横断防止柵（中央分離帯） 変更前 L=0m 変更後 L=32m	国道309号の舟渡北交差点の道路線形については、工事発注前に交通管理者と協議を行い決定した。しかし、工事進捗に伴い、現地で交通管理者と車の通行状況を詳細に確認したところ、計画段階に比べ通行量に変化があったため、交通管理者と再協議を行った。現況に即した交差点形状を検討した結果、交差点の前後で若干の線形変更を行い、中央分離帯を移設する必要性が生じた。よって増額変更を行うもの。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。